

令和4年度 寝屋川市契約事務の方針

1 目的

- (1) 入札契約の透明性、競争性(経済性)、公平性(公正性)を確保するため
- (2) 市域の雇用確保や地域経済の発展のために、市内業者等の活用を促進するため

2 現状と背景

(1) 市の努力義務

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(以下「官公需法」という。)第8条において、地方公共団体においても国の施策に準じて努力すべきとなっている。

(2) 「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

国は、官公需法に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項等を定めた「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)を令和3年9月24日に閣議決定した。

また、最低賃金額の大幅な引上げが予定されていることから、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図ることができるよう柔軟に契約額の変更に応じること、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮を強化するため、入札参加機会の確保のための柔軟な対応を行うことといった事項を新たに講ずる措置として盛り込んでいる。

基本方針の主な措置は、以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮2 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮4 官公需情報の提供の徹底 |
|--|

5 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- (1) 総合評価落札方式の適切な活用
- (2) 分離・分割発注の推進
- (3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
- (4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
- (5) 知的財産権の取扱いの明記
- (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
- (8) 調達手続の簡素・合理化
- (9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

6 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
- (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- (5) 中小建設業者に対する配慮
- (6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
- (7) 中小石油販売業者に対する配慮
- (8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮
- (9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知
- (10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

7 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

- (1) ダンピング防止推進の周知
- (2) 適切な予定価格の作成
- (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
- (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

8 地方公共団体への協力依頼

- (1) 国等の契約の基本方針の要請等
- (2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

(3) 連携推進体制の活用

(3) 令和3年度の改善内容

物品の購入に係る契約に関する公開見積合せの試行の状況検証

公開見積合せの試行に当たっては、その試行の状況について検証を行うとともに、その結果に基づき、公開見積合せの在り方について検討を行った。

3 令和4年度における見直し内容

(1) 物品の購入に係る契約に関する公開見積合せの試行

一定の成果を上げていることから、対象となる案件の拡大を図る。令和3年度対象となる案件「総務部契約課が担当する予定価格（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）が80万円以下の物品の購入に係る単価契約」から令和4年度対象となる案件「総務部契約課が担当する予定価格（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）が80万円以下の物品の購入（購入及び借入れ）」へ拡大。

(2) 制限付一般競争入札の発注基準の見直し

ア 建設工事の施工実績要件の緩和措置

(ア) 現状

予定価格750万円以上の工事については、原則過去15年間に、予定価格が次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、同表の右欄に定める請負金額で官公庁と契約を締結し、履行した実績を有することを求めている。

予定価格	必要な施工実績
3億円未満	予定価格の2分の1以上
3億円以上4億円未満	1億5,000万円以上
4億円以上5億円未満	2億円以上

(イ) 見直し内容

市内業者及び準市内業者(以下、市内業者等という。)の発注条件については、施工実績要件の過去15年縛りを撤廃する。

(ウ) 効果

市内業者育成及び受注機会拡大、並びにより一層の競争性の確保を図る。

(エ) 実施時期

令和4年4月1日施行

イ 測量・建設コンサルタント等の発注基準の見直し

(ア) 現状

予定価格 300 万円未満の測量・建設コンサルタント等業務については、主に市内業者等を対象としており、次表に定める発注基準を参加要件としている。

総合数値		発注基準
市内業者 準市内業者	市外業者	
170 以上 230 未満	170 以上 230 未満	50 万円超 3,300 万円未満
110 以上 170 未満		50 万円超 330 万円未満

現行の発注基準では総合数値に上限を設けており、市内業者等にもかかわらず参加できない業者が存在することが判明したため、市内業者等の参加機会拡大の観点から発注基準を見直す必要がある。

また、市内業者育成の観点から、50 万円以上 3,300 万円未満の案件について、下限値を 110 に改める。

(イ) 見直し内容

総合数値の上限値を撤廃するとともに、市内業者等については 50 万円以上 3,300 万円未満の案件の総合数値を 170 以上から 110 以上に改める。

総合数値		発注基準
市内業者 準市内業者	市外業者	
110 以上	170 以上	50 万円超 3,300 万円未満
		50 万円超 330 万円未満

(ウ) 効果

市内業者等の育成及び受注機会拡大、並びにより一層の競争性の確保を図る。

(エ) 実施時期

令和 4 年 4 月 1 日施行

(3) 電子入札の辞退等の取扱いの見直し

ア 建設工事等の電子入札において、入札書提出後の辞退等についての以下のとおり見直しを行う。

(ア) 配置予定技術者による辞退を認める要件

一般競争入札において当該案件の応札後に、入札公告に記載した配置予定技術者の要件を満たす技術者が、病休若しくは退職又は他の受注工事に配置するなどの理由によりいなくなった場合に限り、事後審査書類の提出を辞退することを可能とする。この場合、事後審査書類の提出を辞退する意思を明示した書類の提出を必要とし、入札書が無効となるが、指名停止の措置要件には該当しないこととする。

(イ) 落札制限本数に関する対応について

落札制限本数にかかる公告の開札日が重複する場合に限り、調達公告番号が若い案件で、かつ案件番号が若い案件の順で落札者とし、その後、落札制限本数限度に至る場合は、入札書が無効となり、指名停止の措置要件には該当しないこととする。

イ 効果

市内業者育成及び受注機会拡大、並びにより一層の競争性の確保を図る。

ウ 実施時期

令和 4 年 4 月 1 日

(4) 工事成績評定書の改正について

市内の経済の活性化と雇用の確保、地元企業の育成を図るため、成績評定書の監督員「評価項目Ⅱ」シートの加点項目欄に下記の項目(1)(2)(3)を追記し、市内業者を活用した場合、評定点に最大+2点を加点する。

項目(1) 工事資材を市内業者に発注した場合、又は下請工事を市内業者に発注した場合、評定点に+1点加点。両方に該当しても+1点のみ。(主要資材発注先届、又は下請負者(委任者)通知書に市内業者があれば加点。)

項目(2) 工事資材の50%以上を市内業者に発注した場合、評定点に+2点加点。(主要資材発注先届の総額の50%以上を市内業者に発注。)

項目(3) 下請工事の50%以上を市内業者に発注した場合、評定点に+2点加点。(下請負者(委任者)通知書の総額の50%以上を市内業者に発注。)

ただし、上限は+2点までです。((1)(2)(3)の3項目全てに該当しても加点は+2点まで。)

4 継続検討する事項

- (1) 総合評価落札方式の適切な活用
- (2) 制限付一般競争入札における電子入札の拡大(建設工事、建設コンサルタント以外の業務委託等における電子入札の推進)
- (3) 競争随意契約等における相手方の選定の在り方
- (4) 物品の購入に係る契約に関する公開見積合せの試行状況の検証

5 令和4年度 寝屋川市の入札制度

(1) 建設工事

ア 令和4年度 制限付一般競争入札の級別格付けと発注基準

ランク	土木、建築	電気、管	舗装
A	800点以上 5億円未満 250万円以上	800点以上 5億円未満	800点以上 3億円未満
B	799点以下 650点以上 6,000万円未満	799点以下 650点以上 6,000万円未満	799点以下 650点以上 1,000万円未満
C	649点以下 2,000万円未満	649点以下 2,000万円未満	649点以下 750万円未満

*備考

上段＝級別格付の点数（総合評定値通知書の総合評定値（P）に、市内業者については15%を、準市内業者については5%を加算した数値）区分
下段＝予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）区分

イ 令和4年度の入札制度（原則全業種を制限付一般競争入札の対象とする。）

項目	説明		
対象工事	土木・建築・電気・管・舗装		とび・土工、しゅんせつ、塗装、機械器具設置、造園、消防施設等（土木・建築・電気・管・舗装以外の全業種）
対象金額	発注工事の金額が130万円を超え5億5,000万円未満 （舗装は3億3,000万円未満） ※消費税及び地方消費税を含む。		発注工事の金額が130万円を超え3億3,000万円未満 ※消費税及び地方消費税を含む。
対象業者	主に市内業者		市内業者、準市内業者 必要に応じ市外業者
特定建設業の発注基準	予定価格 土木 5,000万円以上 建築 7,000万円以上		
技術者の配置	建設業法に定める技術者の配置 契約額 3,500万円（建築は7,000万円）以上は専任の主任技術者 下請け額 4,000万円（建築は6,000万円）以上は監理技術者の配置		
施工実績を 求める工事	予定価格750万円以上		
施工実績の 期 間	市外業者は原則過去15年以内		
施工実績の 基 準	予定価格	必要な施工実績	予定価格の2分の1以上
	3億円未満	予定価格の2分の1以上	
	3～4億円未満 土木・建築・電気・管	1億5,000万円以上	
	4～5億円未満 土木・建築・電気・管	2億円以上	
1回の公告の 落札制限	1業種につき1本		
1回の公告の 申込本数	市内業者 本数制限なし 準市内業者 第一希望業種が1本 第二希望業種が1本の合計2本		本数制限の対象外
契約の 本数制限	予定価格が750万円以上で適用 市内業者 第一希望業種と第二希望業種 本庁・水道局合計で4本まで （ただし、土木は1本を限度） 準市内業者 第一希望業種と第二希望業種 本庁・水道局合計で2本まで （ただし、土木は1本を限度）		本数制限の対象外

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税を含まない。

(2) 測量・建設コンサルタント等

ア 令和4年度 制限付一般競争入札の発注基準

総合数値		発注金額	所在地要件
市内業者 準市内業者	市外業者		
230 以上	230 以上	50 万円以上	市内業者 準市内業者 市外業者
110 以上	170 以上	50 万円以上 3,300 万円未満	市内業者 準市内業者 市外業者
		50 万円以上 330 万円未満	市内業者 準市内業者 (必要に応じ市外業者)

* 備考 発注金額には、消費税及び地方消費税を含む。

イ 令和4年度の入札制度（原則全業種を制限付一般競争入札の対象とする。）

項 目	説 明
対 象 業 務	原則全業務 (測量、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント)
対 象 金 額	発注金額が 50 万円以上 ※消費税及び地方消費税を含む。
対 象 業 者	市内、準市内、市外業者 (発注金額 50 万円以上 330 万円未満は主に市内・準市内業者)
技 術 者 の 配 置	技術士等業務に必要な資格を有する者の配置
実績を求める業務	予定価格 300 万円以上
業務実績の期間	原則過去 15 年以内
申込の本数制限	本数制限なし
1 回 の 公 告 の 落 札 制 限	1 業種につき 1 本
契約の本数制限	本数制限なし

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税を含まない。